

政治理論における〈核〉の位置づけに関する若干の考察

——「3・11」後の政治学のために

佐々木 寛

はじめに——福島第一原子力発電所の事故と〈核〉をめぐる国内言説の変容

一 「核政治 (Atom-Politics)」の視点——原発と〈核〉の間

二 戦後政治の再検討——「思想」としての原子力発電

三 「リスク社会」と政治

四 「核政治」とデモクラシー

おわりに——「文明論」としての政治理論へ

はじめに——福島第一原子力発電所の事故と〈核〉をめぐる国内言説の変容

二〇一一年三月一日、東日本を襲った巨大地震と津波によって、東京電力福島第一原子力発電所はその一号機から三号機までが立て続けに水素爆発を起こし、そこから放出された約九〇京ベクレルとも言われる放射性物質によって近海は著しく汚染され、また陸上では、この国に再び驚くべき数の「被ばく者」を生み出した。⁽¹⁾この原子力

事故は、一九八六年のチェルノブイリ原発事故以来最悪のレベルとされたが、未だに事態の完全な「終息」には至っておらず、事故が実際にもたらした直接的・間接的被害のスケールは、依然としてそのすべてを把握することはできない。

この事件がその後の日本社会や世界に及ぼした影響は甚大であることは明白であるが、その影響の「広がり」のみならず、その「深度」がどれほどのものであるのかについて、まさに事態が進行しつつある現時点では、正確に見極めることは困難である。確かに、この事故やその後の事態を受けて、国内でも無数の言論や出版物が公表され、あらゆる観点からこの問題が取り上げられ、その結果、あたかもすべての争点はすでに出揃っているかのように見える。⁽²⁾しかし、管見の限り、特にこの問題に本来真っ先に応答するべき日本の社会科学は、はたしてこのような事態に真に有効な理論枠組みを提示できているのか（あるいはこれまで提示できてきたのか）という根源的な問いも、同時に浮かび上がってくる。特に、筆者が多少なりとも関わってきた「政治理論」の分野では、原子力発電をめぐる政治というテーマについての議論は、その問題そのものが持っている広がり⁽³⁾に比べ、論点がそれぞれの専門分野ごとに小さく細分化され、ごく限定的なものにとどまってきた感が否めない。

もちろん、いわゆる「3・11」という当該テーマ自体があまりにも切迫したものであり、また、あまりに広範な争点を内包するために、さしずめジャーナリズムの対象とはなっても、それが通常の社会理論や政治理論に即座に（また安易に）反映されるべきものでもないことは言うまでもない。⁽⁴⁾しかし、この同時代のできごとは、まさに、これまで個々別々に議論されてきた社会問題に内在してきたある種の相互連関性を顕在化させ、また私たちのこれまでの認識枠組の根源的な見直しを要請しているともいえる。特に、日本国内での議論を俯瞰してみると、「3・11」後、〈問題としての原子力発電〉というテーマは、単に一国のエネルギー問題や、一地方公共団体のエネルギー行政をめぐる問題、あるいは一企業の経営問題として論じられるだけでなく、核兵器問題や外交・安全保障問題も含

んだより広義の「核（テクノロジ）」をめぐる問題として、あるいはまたさらに、私たちのライフスタイルや「文明」観の問題としても論じられるようになっていく。

本拙論の目的は、この同時代のできごとがもつ問題の広がり、それが政治理論にもたらすインパクトの可能性を、ごく限られた現時点における視野の中で数え上げ、展望してみるということにある。福島第一原子力発電所の原発事故とその後の事態、そしてそれが政治社会に問いかけるいわば越境的な意味の広がりに対して、政治理論（政治学）はどのような知的補助線をひき、応答するべきであるのか。いくつかの理論仮説と争点を取り上げ、それぞれ簡潔にスケッチしてみたい。

- (1) 東京電力の試算結果による。これは、チェルノブイリ原発事故での放出量の約一七%にあたる（『朝日新聞』二〇一二年五月二五日期刊）。チェルノブイリ原発事故の時と同様、もちろん放射性物質は日本国内や日本領海内にとどまることなく、世界中に拡散した。しかし、この数値自体が過小評価されており、実際はチェルノブイリ原発事故の放出量を数倍上回っているという指摘もあるだけでなく（アーニー・ガンダーセン）『福島第一原発——真相と展望』岡崎玲子訳、集英社新書、二〇一二年を参照、現在も依然として放射性物質の漏洩は止まっていない。二〇一二年五月段階の世界保健機関（WHO）による推計では、全身の被曝線量は、原発に近い福島県は一〇～五〇ミリシーベルト、それ以外の福島県は一～一〇ミリシーベルト、千葉県や茨城県などの近県五県は〇・一～一〇ミリシーベルト、東京都、大阪府など他の国内地域は〇・一～一ミリシーベルトだった（『朝日新聞』同年五月二四日期刊）。また、本論で「被ばく者」とは、「被爆者」と「被曝者」の両者を含んだ概念として用いている。
- (2) 「3・11」後に国内で出版されたきわめて多くの書籍の中で、管見の限り主なものとして以下が挙げられる。まず、被害の状況やその背景、その後の展開については、外岡秀俊『3・11 複合被災』（岩波新書、二〇一二年）、『世界——東日本大震災・原発災害 特別編集 生きよう』（No.817、五月号、岩波書店、二〇一一年）、『世界——特集 破局はなぜ防げなかったのか』（No.819、七月号、岩波書店、二〇一一年）、『世界——特集 放射能汚染時代』（No.821、九月号、岩波書店、二〇一一年）、NHK ETV特集取材班『ホットスポット——ネットワークでつくる放射能汚染地図』（講談社、二〇一二年）、宮地尚子『震災トラウマと復興ストレス』（岩波ブックレット No.815、二〇一一年）など。また、災害経験の思想化の試みとして、山本義隆『福島原発事故をめぐって——いくつか学び考えたこと』（みすず書房、二〇一一年）、内山節『文明の災禍』（新潮新書、二〇一一年）、辺見庸『瓦礫の中から言葉を——私の〈死者〉へ』（NHK出版新書 三六三、二〇一二年）、『現

代思想——特集 東日本大震災 危機を生きたる思想』(Vol. 39-1, 五月号, 青土社, 二〇一一年)、河出書房新社編集部編『思想としての3・11』(河出書房新社, 二〇一一年)、栗原彬・テッサモリス・スズキ・刈谷剛彦・吉見俊哉・杉田敦・葉上太郎『3・11に問われて』(岩波書店, 二〇一二年)、中沢新一『日本の大転換』(集英社新書, 二〇一一年)、大澤真幸『夢よりも深い覚醒へ——3・11後の哲学』(岩波新書, 二〇一二年)などが挙げられる。また「3・11」は、原子力と社会の関係をめぐるこれまでの道のりや戦後史の見直しも迫ったが、その一例として、武田徹『私たちはこうして「原発大国」を選んだ』増補版「核」論(中公新書ラクレ, 二〇一一年)、佐高信『電力と国家』(集英社新書, 二〇一一年)、山岡淳一郎『原発と権力——戦後から辿る支配者の系譜』(ちくま新書, 二〇一一年)、開沼博『フクシマ』論——原子力ムラはなぜ生まれたのか』(青土社, 二〇一一年)、船橋晴俊・長谷川公一・飯島伸子『核燃料サイクル施設の社会学——青森県六ヶ所村』(有斐閣選書, 二〇一二年)、桂秀実『原発の思想史——冷戦からフクシマへ』(筑摩選書, 二〇一二年)、川村湊『原発と原爆——「核」の戦後精神史』(河出ブックス, 二〇一一年)、直野章子『被ばくと補償——広島、長崎、そして福島』(平凡社新書, 二〇一一年)、吉見俊哉『夢の原子力——Atoms for Dream』(ちくま新書, 二〇一二年)などが挙げられる。また、「3・11」後の社会のあり方や今後のエネルギー政策などについては、小出裕章『原発はいらない』(幻冬舎ルネッサンス新書, 二〇一一年)、飯田哲也・佐藤栄佐久・河野太郎『原子力ムラ』を超えて——ポスト福島のエネルギー政策』(NHKブックス, 二〇一一年)、石橋克彦編『原発を終わらせる』(岩波新書, 二〇一一年)、吉岡斉『脱原子力国家への道』(岩波書店, 二〇一二年)、長谷川公一『脱原子力社会へ』(岩波新書, 二〇一一年)、金子勝『脱原発』成長論——新しい産業革命へ』(筑摩書房, 二〇一一年)、橘川武郎『原子力発電をどうするか——日本のエネルギー政策の再生に向けて』(名古屋大学出版会, 二〇一一年)、『外交——3・11以後の「原子力」』(Vol. 8 Jul, 都市出版, 二〇一一年)、水島朝穂『東日本大震災と憲法』(早稲田ブックレット, シリーズ「震災後」に考える009 早稲田大学出版部, 二〇一二年)、鈴木興太郎・須賀晃一・河野勝・金慧『復興政策をめぐる「正」と「善」』(早稲田ブックレット, シリーズ「震災後」に考える008 早稲田大学出版部, 二〇一二年)などを挙げることができる。尚、言うまでもなく「3・11」とは福島第一原子力発電所の事故に伴う原子力災害のみに特化されるべきことではない。しかし、〈核〉の理論的位置づけを問う本論では、特にこの原子力災害としての「3・11」に焦点を当てて議論することとする。

(3) それを脱する試みとして、杉田敦『3・11の政治学——震災・原発事故のあぶり出したもの』(かわさき市民アカデミー講座ブックレット No.33 シーエービー出版, 二〇一二年)が挙げられる。

(4) 特に、厳密性や明証性を重んじる「政治科学」を目指す立場からは、問題の細分化(分業化)された個々の〈部分〉をいかに論理的かつ明晰に解き明かすかということが、問題の〈全体〉へと接近するために最優先の課題となる。しかし、問題の〈全体〉を把握する方法はこれだけにとどまらず、まず問題の〈全体〉を相互に連関するひとつの〈全体像〉として把握しようとする理論的な視点も不可欠である。社会科学においてたとえば平和研究(平和学)が理論的に立つ位置もここにあるといえる。平和研究における全体論(holism)の立場については、ヨハン・ガルトゥング『平和学における認識論と方法論』(中野克彦訳『ガルトゥング平和学入門』法律文化社, 二〇〇三年, 六九〜八四頁)を参照のべよう。

一 「核政治 (Atom-Politics)」の視点——原発と〈核〉の間

これまで概して、狭義の〈核〉問題は、国際政治や安全保障の問題として、また原子力発電をめぐる問題は、一国の経済政策やエネルギー政策の問題、あるいは国内デモクラシーをめぐる問題として議論されることが多かった。もちろん、核兵器開発と電力としての原子力開発とは、歴史的にも技術的にも一体不可分であることはかねてからの「常識」であったが、特に日本国内においては、原子力の軍事利用と「平和利用」はさしあたり峻別されるべき問題として、いわば学問的な分業体制の中で議論されてきたといえる。またその傾向は、学界のみならず、〈核〉をめぐるこれまでの社会運動や市民運動、国内の既成政党の政策などにも色濃く反映されてきたことは言うまでもない。現行の国際的な核管理体制の原則、すなわち、核の軍事利用と「平和利用」は別のもの（むしろ逆の存在）であり、前者は全面的にその拡散を防ぎ、廃絶に向けた努力が為されるべきであるが、後者はむしろ前者を抑制し、世界の発展を約束する有効な手段として維持・評価されるべきである、という考え方は、これまで広く社会全体に浸透してきたといえる。しかし、後述するように、こういった原子力の「平和利用」という思想もまた、米ソ冷戦構造下における特定の歴史的・国際的な文脈で形成されてきたことは、もはや広く知られた事実である。

筆者は、二〇〇二年三月の拙論において、「平和利用」を軍事利用と峻別するこういった視点が、社会分析（理論）においても一般化してきたということ、そしてそれがもつ落とし穴について問題提起をしたことがある。⁽⁵⁾特に核兵器のみならず原子力発電所が集中して存在する「核地域」としての東アジアの政治を理解する場合、各国の核兵器開発の歴史と、原子力エネルギー開発の歴史を同時に全体として把握することなしに、当該地域の核をめぐる政治的ダイナミズムの全体像をつかむことは難しいのではないかというのがその論旨であった。当時筆者は、こういった核問題と原子力問題との理論的架橋を意図してあえて「核政治 (Atom-Politics)」という用語を使い、原子力

（核技術）の開発・利用とそれによってもたらされる、軍事・民事に関わらずあらゆる政治的な影響を包括的に理解するための枠組みの必要性を指摘した。

もちろんそれは依然としてあまりに大きな（手に余る）理論的課題であるが、こういった包括的な視点によって初めて光が当てられる政治空間をいくつか指摘することができるだろう。以下、簡潔に五点にまとめてみたい。第一に、ウランやプルトニウム、あるいは各種核廃棄物といった具体的なモノ、そしてそれを加工し、応用・処理するテクノロジーや政治過程の比較の視点から見えてくる、多様な政治社会、および地域の姿である。後述するように、ここでは、〈核〉という、ある究極の特性をもつテクノロジーが、それを利用する社会にある特定の政治的特徴を共通してもたらず可能性についても議論することができるだろう。また、核テクノロジーが前世紀に世界政治の舞台上に登場したことが、いかにその後の国際関係や外交、あるいは諸々の国家政策の形そのものを規定したのか、という古くて新しい問題も、この視点によって再度検証できる。

第二に、これに関連して、核技術の開発が、実際は二〇世紀を通じて一国レベルの政治を越えたグローバルな政治の下で（またその相互関係の中で）展開してきたという事実から、一国の「開発政治」が具体的にどのような多国際間の国際政治の文脈の中で展開したのかについて、さらに詳細な見取り図を得ることができる。たとえば、言うまでもなく、冷戦下において日本の原子力開発と韓国や台湾の原子力開発の歴史は、個別にまったく切り離されて理解されるべきではない。またこの文脈で、国際原子力機関（IAEA）などの主要な国際機関が冷戦下で果たした政治的役割の再検証という課題もでてくるだろう。このような、いわば「核レジーム」とでもよべる国際的な制度形成がいかなされたのかについて、依然として今後光を当てられるべき事実が、数多く存在していると思われる。

また第三に、これまでいずれの政府においても、原子力開発は常に核兵器開発と並行して追求されてきたという

事実に着目することで、外交・安全保障問題とエネルギー・経済問題とが本来切り結ぶ政治領域に改めて理論的な焦点を当てることができる。つまり、一国の政策決定において、狭義の〈核〉問題は、第一に軍事的な国家安全保障の問題であることは言うまでもないが、加えて、エネルギー安全保障や経済安全保障の課題とも通常密接に関連していることである。そしてその逆もまた然りである。たとえば、現在の北朝鮮の核開発をめぐる問題においても、また「3・11」後の日本の原発再稼働をめぐる問題においても、この視点を欠いて問題の全体像を把握することはできないだろう。

また第四に、このような原子力の開発・利用に付随して生起する政治空間を包括的に捉えようとする視点によって、特に日本の原子力政策をめぐって行動原理の異なる広範囲のアクター同士が生み出す、複雑な政治過程の解明も促進することができるだろう。社会や経済活動の根幹を支える、原子力問題をはじめとするエネルギー問題は、自ずときわめて多くのステーク・ホルダーを生み出す。原発問題をめぐるその時々々の争点は、原子力発電所を経営する民間企業、それを監督・指導する官僚機構、あるいは本来エネルギー政策の全体的青写真を描く役割をもつ政党や政府、またその原発を受け入れている地方自治体（「原発自治体」）、そしてその生産物（電力）の消費者である一般企業や国民などなど、国内の相互に異なるセクターに存する多種多様なアクター同士を結びつける政治的な〈場〉を形成する。そしてまた、本来は政府の専権事項であったはずのエネルギー政策そのものも、時にたとえば深刻な原発事故などが発生した場合に、それによって多元化し流動化するこのような政治的〈場〉の中で、鍵を握るようになる新たなアクターによって大きな変更が余儀なくされる場合も想定されるだろう。⁽⁶⁾

そして最後に、この第四の論点に関連し、「核政治」は、これら越境的な政治空間の中に、さらに多層的なデモクラシーの次元をも内包している。核兵器（核抑止）による安全保障が、軍事的安全保障における、いわば強固な中央集権システムを招来する論理を内に秘めているとすれば、原子力発電もまた、エネルギー供給や「エネルギー

安全保障」における中央集権の論理（思想）が貫かれているといえる。⁽⁷⁾ それゆえ、ここから、広義の「政治」の働きは、単にこのような原子力の開発・利用のためのこれまでの集権的プロセスを促進するものとして現れるだけでなく、しばしば、そのプロセスそのものの〈正当性〉を問い、変更するべく分権的に機能するものとしても現れるはずである。

現在、「3・11」後の日本では、原発の再稼働問題などをめぐって周辺自治体の多くは電力会社との「安全協定」の締結を望み、この問題について積極的に関わり、発言するようになった。⁽⁸⁾ そしてそれは、住民の「安全」や政策の正当性をめぐって、自治体が政府のエネルギー行政全体にも少なからず影響力をもつようになったことを意味する。また視点を海外に向けた場合でも、東アジア各国で原子力行政に対する不信や原発運動が高まるプロセスは、その原子力開発を推進した各国の権威主義体制が次第に「民主化」を遂げるプロセスと並行していた。「3・11」後はさらに、このような動きが一国ごとの「脱原発」を越え、国境を横断した核廃絶の運動へと展開するいくつかの萌芽も見られる。これまでも、原発問題をいわば政治理論における「参加デモクラシー」や「熟議デモクラシー」をめぐる問題として議論する例も少なくなかったが、さらに国境を横断した多層的なデモクラシーの視点からこの〈核〉をめぐる政治を検討することも必要になっていく。

(5) Sasaki Hiroshi, "Atom-Politics in East Asia: Towards a Border-less Democracy", 『新潟国際情報大学 情報文化学部 紀要』第五号、二〇一二年三月、一五五～一七二頁。

(6) このように地方自治体が政治的な〈場〉における主要なアクターとなるケースについては、佐々木寛「序論『安全保障』の構造転換」(五十嵐暁郎・佐々木寛・福山清蔵『地方自治体の安全保障』(明石書店 二〇一〇年、三～八頁)、「原子力発電所と自治体の『安全保障』——新潟の事例から」(五十嵐他、同掲書、九五～一二二頁)を参照のこと。

(7) この問題を初めて指摘したのは、管見の限り、オランダのジャーナリスト、ロベルト・ユンク(Robert Jungk 1913-1994)である。Robert

Jungk, *Der Atom Staat, Vom Fortschritt in die Umenschlichkeit*, München, 1977. (山口祐弘訳『原子力帝国』社会思想社、一九八九年)を参照。(8) ただ、いったいどの範囲の自治体が「協定」の当事者でありうるのか、という問題については未だ理論的なコンセンサスは存在せず、そのこと自体がデモクラシー理論にとって挑戦的な意味をもっている。問題(争点)が及ぼす影響の範囲と民主的決定が行われるべき適切な政治共同体との関係を政治理論として考える際には、David Held, *Democracy and Global Order: From the Modern State to Cosmopolitan Governance*, Polity Press, 1995. (佐々木寛・遠藤誠治・小林誠・土井美徳・山田竜作訳『デモクラシーと世界秩序——地球市民の政治学』N T T出版、二〇〇二年)を参照のこと。

二 戦後政治の再検討——「思想」としての原子力発電

とところで、このように核兵器と原子力発電の両者を含めた〈核〉問題を軸に政治社会の全体を見通す「核政治」の視点は、日本の戦後政治を再検討する上でも不可欠である。「3・11」後に提起された多くの議論にも見られるように、それはまず、戦後日本とは何であったのか、とりわけ戦後日本の平和主義とは何であったのかという問題にとつて大きな意味をもつ。たとえば、広島や長崎、そして第五福竜丸の被爆体験がある日本で、なぜ「原子力の平和利用」というアイデアが広く受け入れられていったのかという根本的な問題が挙げられる。なぜ多くの日本人は、自らの生活や生命を破壊したテクノロジーを、軍事利用と「平和利用」に峻別し、後者を積極的に受け入れるようになったのか。⁽⁹⁾

この問題は、単純に一九五三年のアイゼンハワー米大統領による「原子力の平和利用演説 (Atoms for Peace)」に起因させて説明するだけでは十分ではないだろう。すべてをアメリカ政府の当時の世界戦略やプロパガンダの結果とするならば、それは表層的な理解にとどまる。終戦間もなく、すでに一九四〇年代の終わりから、日本でも、原子力エネルギーは科学技術の最先端としてだけでなく、発展や進歩の象徴として喧伝されていた。日本の敗戦は、ひとえに日本の科学技術の相対的な劣位がもたらしたものであり、また被爆国だからこそ、あるいは「原爆で

殺された人々の霊のためにも」（武谷三男）、原子力の研究や「平和利用」を進めるべきだという内発的な論理が存在していた。⁽¹⁰⁾ また重要なことは、少なくとも当時のソ連が原子爆弾を保有する一九四九年以前は、アメリカ国内でも、原子力はアメリカの未来を約束するテクノロジーであり、そもそもアメリカが掲げる自由の勝利は、第二次大戦時、最終兵器としての核爆弾によってもたらされたものだと思われていた。⁽¹¹⁾ その意味で、テクノロジーそのものは「文明」化や発展をもたらすという科学信仰は、当時国境を越えて広く共有されていたといえる。このような社会的な素地なくして、核エネルギーが日本社会を支える重要な存在として位置づけられることはなかったであろう。

しかし他方で、日本国内で反核感情や反米感情が再び高まった、特に第五福竜丸事件（一九五四年）以降は、やはりアイゼンハワー政権期のプロバガンダとしての「原子力の平和利用」が大きな役割を果たした。ケネス・オズグッド（Kenneth Osgood）が『全体戦争としての冷戦（Total Cold War）』の中で明らかにしているように、たとえば一九五三年に設立された国務省情報局（USIS）などによる、組織的、体系的、かつ秘密裏の対日世論工作が、日本の核エネルギーに対する新たな世論形成に大きな役割を果たしたことは疑いえない。⁽¹²⁾ また、それがどれほど米政府の情報戦略の一環であったかは別としても、日本国内における原子力ブームは、たとえば「原子力博覧会」（一九五五～五六年）に見られるように、米国の支援を受けた読売新聞社をはじめとする日本のマスメディアが大きな役割を果たしたこともよく知られるようになった。⁽¹³⁾

今後さらなる検証が必要であるが、アイゼンハワー政権期における戦略としての「原子力の平和利用」には、確かにいくつかの複合的、重層的な政治目的が存在した。⁽¹⁴⁾ まず、ソ連の核実験以降、すでに世界的に核技術が拡散しつつある状況で、非核兵器保有国には核兵器の開発を断念させ、既存の核兵器保有国の間だけで核管理を行う仕組みをつくらうという明確な世界戦略が存在した。さらにまた、ソビエトの「平和レトリック」に対抗し、自陣営

(西側同盟諸国および自国) 内部で、アメリカの技術的、経済的、文化的なヘゲモニーをさらに確かなものにしよ
 うという目的もあった。しかし、それに加え、核使用や核戦略そのものに対する国内外の反対世論を抑え込むとい
 う目的もあった。つまり、核エネルギーを「発展」や「開発」のシンボルとし、社会的に有益なものであること
 とで、広島や長崎におけるかつての核使用の経験を正当化し、いわば「浄化」することができるのみならず、当時
 進行していた核兵器開発、そして将来起こり得る核使用についての負のイメージをも払拭しようとした。そして、
 この文脈において、たとえば米政府内部で一時浮上した、広島や沖縄における原子力発電所の開発計画も理解可能
 であるだろう。⁽¹⁵⁾

日本の戦後の平和主義は、いわばこのような国際政治の構造、すなわち、米ソ間の激しい核軍拡競争と、他方で
 両陣営の開発(平和)モデルをめぐる競争という冷戦構造の中で、まさに分断され、いわば囲い込まれるように形
 成されていったといえる。それゆえ、「原子力の平和利用」は、朝鮮戦争後の日本の再軍備などの軍事的安全保障
 問題と決して無関係ではなく、冷戦期国際政治の世界秩序の中で表裏一体のものとして理解される必要がある。核
 が軍事利用から「平和利用」へとその力点が置かれることと、米ソ冷戦が単なる軍拡競争から経済社会の開発モデ
 ルをめぐる競争をも包含して展開していったことは期を一にしていたのであり、それは日本の戦後政治、そして
 日本の平和主義の軌跡を大きく条件づけた。

戦後日本の平和主義が、戦争経験やその記憶にその多くを負っていたと仮定するならば、思想としての「原子力
 の平和利用」は、その「平和」の意味を「開発」や「発展」へと転化させることで、人々の戦争の記憶を「戦後」
 から切り離す、いわば「忘却の政治」としても機能した。しかもそのプロセスは、戦争を一刻も早く克服し、「も
 はや戦後ではない」豊かな日本を目指す日本国内の潜在的、内発的な願望と、当時の国内外の反核世論を懐柔しよ
 うとした米政府の世界戦略とが協働し、融合した結果生まれたものであったといえる。シンボルとしての(核)原

「原子力」は、本来、「戦禍」と「発展」という両義的なイメージを併せもっていたが、「原子力の平和利用」という言説は、後者を前者から明確に引き離し、日本人の「平和」の意味をいわば経済成長（豊かな社会）の論理へとさらに囲い込むことになった。そこでは、エネルギーとしての〈核〉の利用は、世界で無数に実施された核実験や熾烈な核軍拡競争とは完全に切り離されたが、それはいわば一国の経済社会における「平和」の営みが、政治的、国際的、軍事的な安全保障問題とはまったく無関係な存在として再定義されることを意味した。

しかし、日本一国における〈核〉の「平和利用」も、実際は国際的な冷戦構造の中における「軍事利用」と密接に連関していたのであり、また、沖縄には日米両政府が了解の上で実際に核兵器が持ち込まれていた事実にも見られるように、本土の「平和」を支えるために、その外部には常に剥き出しの暴力が存在することが前提となってきた。これをあえて図式化すれば、日本の平和主義が実現してきた「平和」とは、実際にはこれまで、存在としてのアジアや沖縄を外部化し、犠牲にしてきたにもかかわらず、常にその事実をあえて忘却しつづけてきた「平和」にすぎなかった、と総括することができるかもしれない。

このように、〈核〉が本来もつ包括的文脈を前提にして、これを媒介に戦後政治を俯瞰してみると、戦後日本の平和主義が内包していた差別性や暴力性も浮き彫りになる。「原子力の平和利用」は、その外部に平和ならざる状態（戦争状態）を前提としていたが、さらに「3・11」で改めて明らかになったことは、その内部にも同様の差別や暴力の構造を内包していたという事実である。原子力発電事業の末端には、常に被ばくを前提とする下請け労働者の存在があり、また原発を受け入れた地域では、常に「金（生活）か安全か」という理不尽な選択が迫られる構造が温存され続けた。たとえば自然災害やテロなどで、原発施設に万一重大な事故があった場合、その立地地域への影響や被害は明らかに、極めて長期的かつ甚大なものになる（まさに戦争と同様、地域が丸ごと壊滅する可能性がある）が、その電力を消費する中央都市はその事実をさしあたり自らの「平和」問題とはせず、認識上の境界線を

引いて、やがてその問題自体をも忘却してしまう構造があった。

「原子力の平和利用」には、戦後日本の開発政治そのものに内在してきた、このような中央（中心）と地方（周辺）の関係をめぐる、いわば重層的な「構造的暴力」が内包されていたが、それは、国内のアクターごとに細分化された個々それぞれにとつての「平和」が、相互に認識論的に切断、あるいは分断され、囲い込まれてきた日本の平和主義の現実に起因していた。戦後、原子力問題を、人間と科学技術、社会経済や国際平和をめぐる普遍的な問題として包括的に議論するための社会的な土壌をつくりえなかつたという事実、そしてまた、原子力問題をはじめとするエネルギー問題を、すぐれて広義の安全保障をめぐる問題としても捉え、「平和」と「安全」とをつなぐ議論を十分つくり上げてこられなかつたという事実は、平和問題を、冷戦イデオロギーとは独立した自立的な共通テーマとして考えるための知的公共空間を十分につくりえなかつたという事実と並行していた。⁽¹⁶⁾

(9) たえば、田中利幸が指摘するように、「戦後歴代の広島市長の中で、浜井信三、渡辺忠雄、荒木武の三名が被爆者であるが、そのうちの誰も『原子力平和利用』に反対した人はおらず、特に渡辺は『原子力平和利用』の積極的賛同者であった。被爆者でない三名の元・前市長、すなわち山田節男、平岡敬、秋葉忠利は、いずれも核兵器廃絶運動で大いに活躍した人々たちであるが、彼らもまた在任中に『原子力平和利用』を批判したことはない」（田中利幸、ピーター・カズニック『原発とヒロシマ——「原子力平和利用」の真相』岩波ブックレット、二〇一一年、二六頁）。

(10) 山崎正勝『日本の核開発：1939-1945——原爆から原子力へ』（續文堂、二〇一一年）、山本昭宏『核エネルギー言説の戦後史 1945-1960——「被爆の記憶」と「原子力の夢」』（人文書院、二〇一二年）、加納実紀代「なぜ「原子力の平和利用」は原水禁運動と両立したのか？」——「女性解放」を中心に」（『ビブルズ・プラン』五七号、二〇一二年、一〇九—一七頁）、加藤哲郎「日本マルクス主義はなぜ「原子力」にあこがれたのか」（ウェブ版）<http://members.jcom.home.ne.jp/katote/marxatom.pdf>を参照。

(11) 一九四〇年代後半から五〇年代にかけての米国内の核に関する世論の動向についてはさらなる検証が必要である。もちろん、広島・長崎への原爆投下については、一九四六年のジョン・ハーシー（John Hersey）のレポートなどを通じ、米国内にも早くからその実際の脅威を知る人々は数多く存在したと思われる（John Hersey, *Hiroshima*, Alfred A. Knopf, 1946. 石川欣一・谷本清・明田川融訳『増補版 ヒロシマ』法政

- 大学出版局、二〇〇三年を参照）。しかし、米国内で本格的に核の脅威が語られるようになったのは、米国人自らが核攻撃の対象になる可能性が現実味をもって受け止められるようになってからではないか。ちなみに、一九四七年五月三日付の米雑誌『コリアーズ・ウィークリー（*Corier's Weekly*）』には、「人間と核」をテーマにしたコーナーの中で、「核の」医学的恩恵」というタイトルの論稿が寄せられ（一四四頁）、キノコ雲の中で車椅子から笑顔で立ち上がる患者の姿が描かれている（<http://www.unz.org/Pub/Colliers-1947May03?View=PDF>）。
- (12) オズグッドは次のように指摘している。「一九五四年から五五年にかけての原子力エネルギーに対する世論の変化には目をみはるものがあった。U.S.I.S.の徹底的なキャンペーンによって、核に対するヒステリー（atom hysteria）はほとんど除去され、一九五六年の初めまでには、日本の世論は原子力エネルギーの平和利用について広範に受け入れの姿勢を示していた。……合衆国に対する日本の世論の向上が実質上達成され、それによって日本政府が親米政策をとる上で、圧力の一部が軽減された。」Kenneth Osgood, *Total Cold War: Eisenhower's Secret Propaganda Battle at Home and Abroad*. University Press of Kansas, 2006, p.179.
- (13) 有馬哲夫『原発・正力・CIA——機密文書で読む昭和裏面史』（新潮新書、二〇〇八年）を参照。筆者は、本書の一面的な歴史記述に部分的な違和感を覚えるが、しかし本書は、こういった重要なテーマについて正面から果敢に取り組んだ貴重な試みである。また原子力博覧会が果たした（グローバルな）政治的役割については、吉見俊哉、前掲書を参照のこと。
- (14) 別稿を要するが、「原子力の平和利用」がいかなる世界政治の文脈で生まれ、展開してきたのか、という問題については、今後さらなる検証が求められる。アイゼンハワー政権による「原子力の平和利用」宣言の政治的背景の詳細については、Richard J. Hewlett and Jack M. Holl, *Atoms for Peace and War, 1953-1961: Eisenhower and the Atomic Energy Commission*. University of California Press, 1989, および Ia Chernus, *Apocalypse Management: Eisenhower and the Discourse of National Insecurity*. Stanford University Press, 2008, が参考になる。尚、このようなアメリカ外交が展開する背景となった冷戦構造の理論的理解については、Mary Kaldor, *The Imaginary War: Understanding the East-West Conflict*. Blackwell Publisher, 1991, を参照。またこの文脈におけるアメリカ対外政策（封じ込め政策）の変化の詳細については、佐々木卓也『アイゼンハワー政権の封じ込め政策——ソ連の脅威、ミサイル・ギャップ論争と東西交流』（有斐閣、二〇〇八年）、その日本の対応については、黒崎輝『核兵器と日米関係——アメリカの核不拡散外交と日本の選択 1960-1976』（有志舎、二〇〇六年）を参照のこと。さらに、「国際原子力機関（IAEA）」を含め、「原子力の平和利用」の歴史的展開を批判的に振り返ったものとして、Joseph F. Plante, d., *Atoms for Peace: A Future after Fifty Years?*. Woodrow Wilson Center Press, 2007, が挙げられる。
- (15) 米統治下の一九五五年～五六年、沖繩の原子力発電所の建設案を米国民政府高官が提言し、下院議員の議会への勧告に盛り込まれていたことが判明している。「原子力の平和利用」の象徴だった原発を沖繩に造り、米国統治の正当性を内外に示す狙いがあったが実現しなかった（『朝日新聞』二〇一一年八月一四日朝刊）。筆者も、二〇〇八年一月、米国立公文書館でこの問題に関する関連資料にアクセスする機会を得た。この問題はその詳細を後日別稿でさらに明らかにしたい。
- (16) このように、戦後日本の平和主義を「囲い込まれた平和主義」として批判的に捉える文脈から、たとえば、戦後原水禁運動分裂の一因とな

った「ソ連の核はきれいな核」という認識がなぜ生まれたのか、あるいはより一般的に「国内冷戦」がどのような背景から生じたのか、という問題に、再度さらなる検証が求められる。冷戦イデオロギー下の「平和」も、「敵」を想定してみずからのセクトや小集団に閉じこもる「樽詰の思想」（鶴見俊輔）であったとすれば、「原子力ムラ」における「平和」もまた、いわばきわめて限定された「業界平和」にすぎなかったと言えるかもしれない。その意味で、戦後間もなくこういった「樽詰」の陥穽を克服しようとした平和主義の数少ない事例として、たとえば一九五〇年の「平和問題談話会」の試みを再び想起することができる。平和問題談話会「三たび平和について」第一章・第二章（丸山眞男集 第五卷 一九五〇―一九五三 岩波書店、一九九五年、七―三七頁）を参照。

三 「リスク社会」と政治

このように、軍事利用、「平和」利用にかかわらず、〈核〉を包括的に捉え、それが政治空間に及ぼす多岐にわたる影響に着目すると、次に、既存の政治的コミュニケーションや問題領域の境界を横断した、「安全／リスクをめぐる政治」という政治理論の新しいテーマが浮かび上がる。⁽¹⁷⁾「3・11」の経験は、自然災害や、国内的なガバナンスの不備、そしてまさに経済社会内在的なものが、国民の安全や財産を守るための、「安全保障」問題に他ならないという事実を明らかにした。特に原子力災害は、まさに原子力の「平和」利用がひとたびそのガバナンスを喪失すると、一定地域全体を長期にわたって居住不可能なものにするほど破壊的な「脅威」となりうることを改めて明らかにした。

（国際）政治学における「安全保障」の論理は、基本的に「何が」「何から」「何を」「どのように」（また「何のために」）守るのかという構成要素から成り立っているが、たとえば日本における「オウム地下鉄サリン事件」（一九九五年）や「3・11」などの経験は、政府が、（潜在的）敵国の軍事的脅威から、国益や国民を、主として軍事的手段で守る、という伝統的な「安全保障」概念がもつ限界を、改めてわれわれに突きつけた。甚大な「脅威」は、必ずしも国境の〈外〉に起因するだけではなく、自国社会の内側からも生起する可能性がある。テロリズム研究をは

はじめ、近年の安全保障研究においても、このような「脅威」の多元化は、ようやく所与の前提とされるようになったが、安全保障の「脅威」のみならず、その主体（何が）や対象（何を）、手段（どのように）などについても、現在、根本的な再検討が必要とされている。⁽¹⁸⁾

福島第一原子力発電所の事故のような深刻な原子力災害においては、いうまでもなくその影響がグローバルな範囲にまで及ぶ。国境を越えてきわめて広範囲に放射能が拡散する事態を前提とすれば、深刻な原子力災害時の「安全保障」の対象となるべきなのは、単に原発立地地域の住民や自国民に止まらない場合が考えられる。ここでは、「守られるべき市民（対象）はどこまでを含むのか」という原理的な問題が生じる。またたとえば、国境に隣接した原子力発電の暴走に対して、その「安全保障」上の深刻な影響を被る隣国は果たしてどのような政治的な権限をもっているのか、実際には明確な共通原理は確立していない。さらに一国で対応が不可能な場合、同盟国や国際社会へ協力が要請される場合も想定しうる。そしてその際、一国の主権が一時的に制限される場合もまた想定しうるかもしれない。また逆に、さまざまな理由から、政府の危機管理能力が十分ではなかった場合、当該発電所を運営する電力事業者や自治体が真っ先に事態の収束に向けた措置を要請される場合もあるだろう。

日本においては現在、平時においても緊急時においても、原子力発電所の安全や運用に関する最終責任はいまでもなく日本政府にある。しかし「3・11」の経験は、原子力災害における「安全保障」上の主体が政府に一元化されること自体の現実的妥当性について根源的な問題を提起した。このように、多様化する「脅威」や「危機」に対処するべく、「安全保障」の担い手（主体）もまた、一国の政府を横断した多層的なものであるべきであるという議論も今後さらに検討される必要があるだろう。そして、「安全保障」の手段に関しても、必ずしも軍事的手段のみが排他的に有効であるという前提も成り立たなくなりつつある。今回の災害において、たとえば自衛隊はその災害救助活動において大きな役割を果たしたものの、原子力発電所の暴走という「脅威」を食い止める上で、言う

までもなく軍事力それ自体が果たす役割はきわめて限定されていた。

核戦略や核抑止における「安全保障」問題が〈戦争と平和〉をめぐる政治であったとすれば、原子力発電所の事故や原子力災害という問題は、さらに包括的な〈リスクと安全〉をめぐる政治であるといえる。しかも、「国家安全保障」を脅かす核戦争同様、原子力災害の危機管理という問題は、日常世界の次元を超越した「例外状況」(カール・シュミット)における政治の次元をも浮上させる。いわば、議会や行政府の決定という公式の政治ではない(そのような政治決定を逃れた)「下位の政治(sub-politics)」が、特に危機に際しては政治社会の表舞台で決定的な役割を果たすようになる。

こういった問題を、おそらくもっとも早くから体系的に議論したのは、ドイツの社会学者、ウルリッヒ・ベック(Ulrich Beck)である。チェルノブイリ原発事故の衝撃を受けて書かれた彼の『リスク社会』(一九八六年)が提起した数々の視点は、政治理論にとつて未だに新鮮である。⁽²⁰⁾ リスク社会と政治との関係については、包括的な政治理論の問題として議論したものは依然として限られており、今後さらに詳細な議論が求められるが、ここではその詳細に深入りせずに、今後の作業にとつて重要な論点のみを簡潔に整理しておく。

第一に、私たちは、財や富の生産や分配の論理が支配的であった一九世紀以来の「産業社会」から、目に見えないリスクの発生や被害の論理が重要性を増す「リスク社会」に生きるようになった。「産業社会」における集団間、階級間の紛争は、主として富の再配分をめぐる起り、「政治とは資源の権威的配分である」というデヴィッド・イーストン(David Easton)の有名な定義に見られるように、政治の争点も主として財や富の生産や配分をめぐるものであったといえる。しかし、深刻な紛争や危機は次第に、環境破壊や疫病、原子力災害など、社会の前提や根幹そのものを脅かす目に見えないリスクをめぐる起りにもなった。「一九世紀社会の破局は、物質的貧困化や窮乏や飢えや住宅の狭さとして現れた。今日ではそれは生命の自然基盤に対する脅威と破壊として現れ

るのである⁽²¹⁾」。

それゆえ第二に、特に原子力時代において、生起するリスクが根源的であるがゆえに、それがもたらす破壊は、しばしば取り返しのつかない性質のものとなる。深刻な原子力災害に見られるように、地域コミュニティが長年つくり上げてきた文化的・社会的基盤（サブシステム）が根こそぎ破壊され、きわめて長期間にわたって（あるいはほぼ永久に）再生不可能となる。このような根源的なリスクを社会理論が前提とするならば、破壊がもたらすその「不可逆性」に焦点を当てた新たな理論的枠組みが必要とされるだろう⁽²²⁾。平和研究における「サブシステム」概念のさらなる精緻化、および「不可逆性」をめぐる社会理論の試みは、「リスク社会」時代の政治理論にとっても不可欠の課題となる。またさらにこれに関連して、政治社会におけるこのような「被害」（あるいは「加害」）にもなう「償い」をどう位置づけるのか（あるいはそれがどこまで可能なのか）という原理的な問題も課題となる。回復不可能、かつ広範な規模の被害に対して、補償や賠償の主体や対象、範囲はどこまで及ぶのかという問題は、戦時被害の賠償問題と同様、原理的に未解決の問題であり、今後の政治理論にとってもきわめて重要な課題であり続けるだろう。

そして第三に、こういったリスク社会に対応するための私たちの政治的・社会的な備えは未だに不十分である。現代のリスクは、近代的なあらゆる境界線を越え、グローバルに展開する。こういったリスクの越境性によって、公式の政治が対処すべき問題の規模や範囲が、しばしば想定される政治的権限や能力を大きく越えて展開するたぐい、結果的にこれまでの政治の無力化や空白が顕著になる。生起する政治問題とそれに対処すべき実質上の政治的権威との間に、いわば「乖離構造」が生まれる。つまり、「共有された危険（リスク）の政治的な管轄に関して真実状態が生じている」⁽²³⁾。さらに、近代に形成された社会科学をはじめとする学問もまた、こういったリスク社会の現実を十分に反映したものとはなっていない。リスクが共有されるリスク社会では、最終的には世界社会というカ

テゴリーでしか真に問題に対処しえないにもかかわらず、社会科学もまた、依然として国民国家中心の認識論にとらわれたままである。⁽²⁴⁾

また第四に、このようなリスクは、実は私たち人間が生み出したものにほかならない。つまり、現代のリスクは、テクノロジーの飛躍的發展を前提とした、いわば「文明によるリスク」である。「リスク社会」では、この「文明」が生み出したリスクは、必ずしも「外部化」されるとは限らず、時に自らにブーメランのように「再帰」する。特に原子力時代においては、このリスクが、当の「文明」そのものを根底から破壊する可能性も生まれる。このように自らが生み出したリスクに自分自身が苛まれるがゆえに、次にそのリスクを生み出すテクノロジーの管理そのものが政治社会にとって最重要の課題となる。「下位の政治」、すなわち科学研究やテクノロジー、経済問題が、公式の政治の条件を大きく左右し、それゆえ、特にテクノロジーをめぐる問題は、既存の国家利益にとってもさらに死活的な重要性を与えられるようになる。そしてここから、イデオロギー優先の政治は次第に時代に適応できなくなり、政治においてはむしろテクノロジーがもたらす政治的帰結についての対処がより重要な課題となる。

それゆえ最後に、このような「リスク社会」では、このようなリスクを予測し管理する専門家や専門知の果たす役割が飛躍的に大きくなる。リスクは目に見えない。したがって、リスクの予測と管理は、常に専門的なスキルを要する。ベックが指摘するように、これらの専門家たちは社会に生起するリスクの範囲や性質をまさに判定し、定義するがゆえに、次第に大きな社会的力をもつようになる。つまり、「リスク社会」における権力は、リスクを定義し、それが「許容」される範囲を規定すること(すなわち、それがどこまで社会にとって無害であり有害であるかを決定すること)によって生み出される。⁽²⁵⁾

(17) もちろん当該テーマは、ホプズ以来の古典的なテーマでもあるが、安全やリスクを包括的に扱う政治理論については、未だ目立ったもの

が見られない。近接した問題領域を追究したのものとしては、杉田敦『境界線の政治学』（岩波書店、二〇〇五年）を参照のこと。

(18) 佐々木寛「新しい安全保障研究に向けて——現代「安全保障」概念の位相」（五十嵐暁郎・佐々木寛・高原高明編『東アジア安全保障の新展開』明石書店、二〇〇五年、一四―四二頁）を参照のこと。また、いわゆるコペンハーゲン学派をはじめとする近年の「安全保障」研究が指摘するように、「安全保障」とは、実際には現実政治の中で日々構成され続ける相互主観的な構成概念である。つまり「安全保障」には、あらかじめ客観的な「脅威」や「敵」、明確なアジェンダが存在するのではなく、それらは具体的な歴史的條件や現実の権力関係の中で継続的に構成される。この「安全保障化（securitization）」をめぐる問題については、Ole Waever, "Securitization and Desecuritization," in Ronnie D. Lipschutz, ed. *On Security*, Columbia University Press, 1995, を参照のこと。

(19) ただ、「3・11」の政治的対応においては、むしろ政府の無責任体質と危機管理能力の低さが批判された。通常、政治における危機管理の問題はこれまで主に政府の統治能力をめぐる問題として議論されてきたが、たとえば地方自治体もまた、危機状況における「安全保障」の重要な担い手となりうる。五十嵐暁郎・佐々木寛・福山清蔵、前掲書を参照のこと。

(20) Ulrich Beck, *RISIKOGESELLSCHAFT: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Suhrkamp Verlag, 1986.（東廉・伊藤美登里訳『危険社会——新しい近代への道』法政大学出版社、一九九八年）特に「サブ政治」については Ulrich Beck, *The Reinvention of Politics: Rethinking Modernity in the Global Social Order*, Polity Press, 1997, を参照。

(21) ベック『危険社会』七七八頁。またベックは、以下のように指摘している。「原子力発電所は人類の生産能力と想像力の頂点に位する。しかし、チェルノブイリ以来、中世に存在したような危険が近代にも到来したことを告げ知らせるものとなった」（同書、三頁）。

(22) 「不可逆性」の社会理論については、Johan Galtung, *Die andere Globalisierung*, agenda Verlag GmbH&Co., 2002.（木戸衛一・藤田明史・小林公司訳『ガルトゥングの平和理論——グローバル化と平和創造』法律文化社、二〇〇六年）を参照のこと。ガルトゥングによれば、「平和研究は、とりかえしのつかない破壊を極力避け、生命や社会の多様性を確保する」「可逆性の論理」を重視する。

(23) ベック『危険社会』七三三頁。

(24) この点に関するベックの指摘の一例を拾うと、以下の通りである。「外的に存在する自然の脅威に対抗するため、われわれは家を建て、知識を累積することを学んだ。（しかし）産業システムの内部に組み込まれた第二の自然がもたらす脅威に対しては、われわれはほとんど無防備である」（ベック『危険社会』五頁）。「産業社会ではすべてのもので、つまり家族、職業、企業、階級、賃労働、科学は変化しうる。それにもかかわらず、産業社会の本質的なところは不変である。そう社会科学は今も想定している。そのような社会科学的研究の愚鈍さ（筆者傍点）が、われわれが社会の変革の可能性を近代のうちに見出せない、もう一つの理由である」（同書、一二頁）。ここからベックは、さらに議論を展開させ、社会理論における「方法的なコスモポリタニズム」が必要であると指摘している。「社会科学は国家を超えたものの現実科学として、概念、理論、方法論において、また組織面でも新たに根拠づけられなくてはならぬ」（Ulrich Beck, *Macht und Gegenmacht im globalen Zeitalter*, *Neue weltpolitische Ökonomie*, Suhrkamp Verlag, 2002. 島村賢一訳『ナンヨナリズムの超克——グローバル時代の世界政治経済学』NTT

出版、二〇〇八年、七一頁)。彼のこのような「コスモポリタンなリアリズム」の方法的立場とその具体的な政治的検証については、Ulrich Beck, *Cosmopolitan Vision*, Polity Press, 2006, を参照のこと。

(25) 専門家によるリスクの存在の特定は、リスクの不在の特定と同義である。それは、「許容値」という概念によってなされる。「汚染を制限する者は、結局汚染に対して許可を与えたことになる。これは現実許可されたものは、例えどんなに有害であったとしても社会的に下された定義では『無害』ということの意味する」(ベック『危険社会』一〇一頁)。そして人々は、たとえリスクに曝されても、必ずしもリスク意識をもつとは限らない。反対に、不安にかられてそのリスクを否定し、リスクに曝されているという意識自体を排除しようとするかもしれない。つまり、「危険(リスク)は(現実化していないかぎり)いつでも、ないものと否定解釈することができる。……危険(リスク)の規模が大きくなくなるにつれて危険が否定され、過小評価される可能性が大きくなるのである」(同書、一一九頁)。「3・11」後の日常感覚では感知できない放射能のリスクにあてはめると、このようなベックの指摘は、さらに説得力を増すだろう。環境問題や国際テロリズムなども含めた不確実な「グローバルなリスク社会」の中で、「リスク」とはもはや、「相互に対応した定義関係(relations of definition)」に基づく社会的構成物、およびそれによる定義に他ならぬ」(Ulrich Beck, "Relations of Definition as Relations of Domination: Who Decides What is and is Not a Risk?", in Ulrich Beck, *World at Risk*, Polity Press, 2007, p.30)。

四 「核政治」とデモクラシー

〈核〉を政治理論として包括的に捉えることの意味は、さらにこのようなテクノロジーや専門家権力をめぐる政治に再び焦点を当てることだけにはとどまらない。かつてロベルト・ユンク (Robert Jungk) が指摘したように、核エネルギーの利用にともなう政治的支配が、多くは歴史的にも構造的にも非民主的な性格を帯びるがゆえに、核開発をめぐる政治は、自ずと原子力政策の推進に対する公的異議申し立ての政治をも内包することになる。⁽²⁶⁾ 通常、〈核〉の開発は、軍事的安全保障に加え、エネルギー／経済安全保障をも包含した国家安全保障の必要から発し、強力な国家主義と秘密主義の下、しばしば自国民をも排除する形で(時には自国民の権利を犠牲にしても)進行する。加えて、核実験や核廃棄物の処分、原子力発電を含む核施設が設置される場所が、たとえば先住民が生存する居住地域などの社会的周辺地域に設定される場合も多く、また特に、原子力産業の末端で働く被ばく労働者の現実

を考えるなら、核利用のプロセスそのものの中に、あらかじめ中央集権的政治システム、さらには差別的な社会構造が内在しているということも可能である⁽²⁷⁾。

福島第一原発の事故以降、改めて明らかとなったのも、このようないわば「国内コロニアリズム」とでもいうべき開発政治の構造であった。過疎問題や経済的停滞をかかえた地域が、限られた選択肢の中で、いわば生存と繁栄の「夢」をかけて自ら進んで原子力産業を誘致したという側面があったにせよ、システムとしての原子力発電は、その果実である安全や電力の多くを中央が享受するためにそのリスクを周辺地域に集中させる重層的な分業「差別構造を深く内在させてきた」⁽²⁸⁾。先に述べたように、思想としての原子力の「平和利用」は、数度にわたる核兵器による被爆経験と「戦後」とを分断し、また核兵器を基軸とする米ソ冷戦構造の中で日本の平和主義を世界の平和問題から切り離す機能を果たしたが、そもそも開発政治としての原子力発電は、国内の電力生産地と消費地、すなわち地方（農村）と中央（都市）との認識論的な切断を前提とし、それを固定化するものでもあった。つまり、「成長」や「開発」という絶対的な価値を前提に、中央が地方をむしろ切り離し、外部化することによって、地方はいわば自発的な服従を余儀なくされ、一方、中央に対してはそれに伴う不都合な事実が隠蔽されるという、いわば高度化した国内統治の仕組みが存在していたといえる⁽²⁹⁾。

さらに、原発事故というリスクが福島で現実のものとなった、いわば政治的な「例外状況」の中で、その後各種事故調査委員会が指摘したように、日本政府の対応は、特に避難指示や情報開示の点で錯綜し、住民の「安全」にとつてむしろそれを脅かす不適切なものも多く見られた⁽³⁰⁾。「メルトダウン」（あるいは「メルトスルー」）した原子炉からの同心円上の距離と「安全」との相関が限りなく曖昧になり、「安全」と「危険」との境界線が流動化する中で、国民の「安全」を司るはずの既存の統治システムの機能不全が次第に明らかとなっていた。既存の政治システムにとっては、いわばすべてが「想定外」だった（あるいは「想定」していても準備はしていなかった）とい

える。マスメディアを通じて発せられた、「安全」と平静を訴える専門家や政府関係者のコメントも、深刻化する事態に次々と裏切られ、その信用は、国内外で著しく低下した。またそれに伴い、「原子力ムラ」（あるいは「原子力複合体」と批判されるような、これまで原子力発電事業を推進してきた電力事業者やメーカーと、それを本来規制・監督すべき関係官庁、または原子力開発に関わってきた科学者たちとの構造的癒着や、その閉鎖的で無責任な意思決定プロセスも次々と批判にさらされた。中でも、放射性廃棄物問題は、問題を数十万年単位で未来に先送りする未解決の問題であり、これまでの長年に渡る原子力政策の場渡りの体質や、世代間における不公正（世代間デモクラシーの欠如）にも改めて根源的な疑問が投げかけられるようになった。

避難を余儀なくされ、村や町、地域や家族などの根源的な共同性を破壊され、あるいは差別意識（への怖れ）などで社会的・心理的に分断された人々に対しても、既存のナショナルな統治システムは、期待されたきめの細かいケアや補償を十分に実現できなかった。その結果、とくに被災者をはじめ、リスクの真の大きさを再認識した市民たちは、政府が「社会保障 (social security)」を含む、国民の生活や生命の安全を保護する責任と義務とを負うという政治権力の前提（正統性）と能力そのものにも根本的な疑念を抱くようになった。既存の政治決定プロセスに「おまかせ」するだけでは、自らの生の「安全」を実現できないかもしれないという危機意識が、人々の間に静かに広がっていった。

福島第一原子力発電所の深刻な事故とその後の統治システムの機能不全が、日本のデモクラシーにとって何らかの変容の契機であったとすれば、その変容は以下の五点に要約できる。第一に、いわゆる「安全神話」の崩壊によって、多くの住民が自らの「安全」に関して次第に自立的な思考を展開し始めるようになり、公式に与えられた「安全」の基準や定義を自ら再解釈し、自主判断しようとする契機が生まれた。政府やマスメディアの公表する情報に疑問を抱き、自主避難を決意する多くの住民が現れ、地域に残留する放射線を自ら計測し、公表する市民活動

も全国規模で展開した。また、たとえば「年間二〇mmシーベルトまでは安全（健康被害の可能性がない許容値である）」という政府（文部科学省）の公式見解にも、特に子どもをもつ保護者たちによって強い異議申し立てがなされ、結果的にはその政府基準そのものが事実上の修正を余儀なくされた。³¹このように、「安全」という、近代の政治原理にとつてもっとも基本的な争点を通じ、民衆が結果的に「政治化」してゆくというプロセスが見られた。

これに関連して、第二に、新たな自発的公共空間やコミュニティの創出が見られた。国内外からの被災地への支援活動やボランティア活動はもちろんのこと、避難民を一定期間受け入れるための全国的な支援プロジェクト、低線量被曝の問題を考える市民的なネットワーク、脱原発を訴える新たな市民連帯や、広くエネルギー問題を考える学習会の結成など、多岐にわたる分野において、これまで存在しなかった多様な人間のつながりが生まれた。これは、それまで社会運動を担ってきた労働組合や組織的な平和運動の枠を超えて、一九六〇年代末から七〇年代にかけて展開したベトナム反戦運動以来の、まさに「普通の市民」による広範かつ柔軟なネットワークの形成といえるものであった。そしてこのような新たなネットワーク形成において、各種の「ソーシャル・ネットワーク・サーブिस（SNS）」や「ツイッター」、「ユーストリーム」などの新しいメディアが果たした役割も大きかった。既存のメディアとしばしば対立し、また時に協働しながら、これらの新しいメディアは情報空間における「第二社会」とでもいふべき複数の公論空間を形成した。

そして第三に、このような新たなコミュニティの形成と並行して、いわばデモクラシーの「深化」、あるいは「多元化」が見られた。直接民主主義の手法が再評価され、たとえば東京では、野田政権による大飯原発再稼働決定を契機に、それに反対する戦後最大規模の脱原発デモが長期間にわたって展開した。また全国各地で、原発再稼働の可否をめぐる住民投票も計画された。この住民投票運動のプロセスで興味深い事実は、特定の原発問題をめぐる決定に投票できるのはいったいどの範囲の市民（住民）であるのかという根源的な問題が浮上したことである。

政治的課題の大きさとそれを決定する政治共同体の妥当な範囲については未だに明確な共通理解は存在せず、その意味で原発の稼働をめぐる「住民理解」の問題は、デモクラシーの原理そのものにきわめて根源的な課題を突き付けたといえる。しかしいずれにせよ、これらの事実は、選挙を中心とした既存の制度的デモクラシー（政権交代後の「二大政党制」や、それまでの「おまかせ民主主義」としての代表制）では、民意が十分に表象されていないと感じた有権者が多数存在していたことを意味した。またこういった「脱原発」の訴えの中で、それまでの反核運動と原発運動とが次第に協働を始めたという事実もまた、前述の「核政治」の文脈にとつて看過することはできない³²。

また第四に、これに関連し、これまでもそうであったように、原子力発電所における事故は、政治における地方自治体の役割を再浮上させた。いうまでもなく、法的には、原子力発電所の運営および管理の最終権限はすべて政府にある。しかし日本の場合、自治体と電力事業者との「安全協定」³³の存在や、原発稼働に際しての「住民理解」重視の観点から、事実上、地方自治体が果たす役割はきわめて大きい。原発問題では、特に知事や首長の判断が最終的な可否を決することが多いが、その際、しばしば住民の安全については中央の利害と葛藤関係にある場合でも、自治体の安全を優先されることが多く見られるのは、彼らがいわば直接民主主義によって選出される代表であることも大きく影響していると思われる。被災地のがれき受け入れ問題においても、原発再稼働問題においても、実施自治体の意向が決定的な役割を果たすことになった。

そして最後に、前述のような新しい対抗公共圏が形成され、デモクラシーが多層化するプロセスで、いわゆる「対抗専門家」（U・ベック）の役割も改めて注目されることになった。高度に複雑な原子力施設の評価や地盤強度の評価、放射能という目に見えないリスクの評価などが政治的判断の前提となる場合が増え、専門家や専門知識の果たす役割の重要性はさらに高まった。「原子力資料情報室（CNIC）」をはじめとする市井の専門家たち、あるいは「原子力ムラ」の中でもこれまで少数派だった研究者たちの見解も再評価され、たとえば、二〇一一年九月に

経済産業省によって設立された「総合資源エネルギー調査会基本問題委員会」にも、これらの専門家が委員として複数選出された。⁽³⁴⁾

(26) ユンクは早くから「平和のための原子力」は、「戦争のための原子力」と原理的にはなんの違いもない」こと、また原子力の実質的な導入は、社会全体の「硬直化」をもたらし、「最初のうちは公にされることなく密になされるとしても、やがて数を増す市民の反対に抗しておこなわれなければならない」ことを的確に指摘していた。ユンク、前掲書を参照。また、その意味で、たとえば韓国や台湾、フィリピンなどの民主化プロセスにおいて、なぜ反原発運動が大きな役割を果たしたのかという問題の理解もこの文脈からできるかもしれない。この問題はきわめて興味深い、論じるには別稿を要する。

(27) たとえば、アメリカにおける先住民差別と核廃棄物問題の関係については、石山徳子『米国先住民民族と核廃棄物——環境正義をめぐる闘争』（明石書店、二〇〇四年）、鎌田遵『辺境——核廃棄物とアメリカ先住民の社会運動』（御茶の水書房、二〇〇六年）を参照。被ばく労働者問題については、菅見の限り、「多くの炭鉱離職者が石油コンビナート労働者となり、ついには不況のため失業し、『原発』の内部労働者として働いている事実」を追った、樋口健二『闇に消される原発被曝者』（三一書房、一九八一年）、また、原発を渡り歩く労働者たちに寄り添い、その実態に迫った、堀江邦夫『増補改訂版 原発ジプシー——被曝下請労働者の記録』（講談社文庫、二〇一一年）が詳しい。

(28) この東京（中心）と原発立地地域（周辺）とのリスクをめぐる構造的矛盾を国内でいち早くとりあげ、原子力発電がもたらす包括的な問題について明確、かつ詳細に問題提起をした論説として、広瀬隆『東京に原発を——』（集英社文庫、一九八六年）を挙げることができる。また、この問題を「二重基準の連鎖構造」の重層的支配メカニズムとして分析したものと、松橋晴俊・長谷川公一・飯島伸子、前掲書、さらに広く経済成長や安全保障の「犠牲のシステム」として議論したものとしては、高橋哲哉『犠牲のシステム 福島・沖繩』（集英社新書、二〇一二年）を参照のこと。

(29) このような日本の原子力開発をめぐる「中央と地方」との複雑な支配関係を詳細に分析したものと、開沼博、前掲書を参照。

(30) 福島原発事故独立検証委員会（民間事故調）『調査・検証報告書』（ディスカヴァー、二〇一二年）、「国会事故調」最終報告書（<http://naic.go.jp/report/>）、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（政府事故調）」最終報告書（<http://camps.go.jp/post-2.html>）^外 岡秀俊『3・11 複合被災』（岩波新書、二〇一二年）を参照。

(31) 二〇一一年五月二七日、文部科学省は、「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」を発表し、「年間一ミリシーベルトから二〇ミリシーベルトを目安とし」としながらも、「今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていく」という基本に立って、今年度、学校において児童生徒等が受ける線量について、当面、「一ミリシーベルトを目指す」とし、年間二〇ミリシーベルトに基づいた校庭等の利用制限毎時三・八マイクローシーベルトという基準を事実上断念した。発表内容については、以下を参照。<http://>

www.mext.go.jp/a_menu/saizai/ohou/syousai/1306590.htm

(32) その一例として、二〇一二年四月三〇日、日本のNGO代表者や大学教員ら計二八名によって発表された、「プルトニウムをこれ以上つくるな——核兵器拡散を助長する再処理計画の中止を求める共同声明」が挙げられる。政府による再処理等の核燃料サイクル政策の見直しが大詰めに迎えている中で発表されたこの声明は、使用済み燃料の再処理によってつくられるプルトニウムが「核兵器の材料となりうるもの」だと指摘、もし計画通り青森県六ヶ所村の再処理工場が稼働すれば、「非核兵器国で唯一のプルトニウムの本格生産」となり、事実上の核拡散につながる」と批判した。このことは、それまで必ずしも併走してこなかった「反核」と「脱原発」の運動プロセスが、「3・11」を機に、次第にその争点を共有していった事例として考えられる。尚、この声明は、二〇一五年核不拡散条約(NPT)再検討会議のための第一回準備委員会が開催されるのに合わせて発表された(<http://www.peacelab.org/info/news/2012/120501.shtml>)。

(33) この自治体による安全協定モデルの源流をたどってゆくと、一九六〇年代以降日本全国に広まった「公害防止協定」の試みが浮かび上がってくる。その意味で、原発の安全問題において自治体の存在が無視できないという事実の背景には、戦後の「安全」をめぐる自治体の取り組みの歴史的蓄積が存在しているといえる。前掲の佐々木寛「原子力発電所と自治体の『安全保障』を参照のこと。

(34) 「総合資源エネルギー調査会基本問題委員会」の委員は以下の通りであった。阿南久(全国消費者団体連絡会事務局長、飯田哲也(NPO法人環境エネルギー政策研究所所長、植田和弘(京都大学大学院経済学研究科教授、植田松登(三井物産(株)取締役会長、枝廣淳子(ジャパン・フォー・サステナビリティ代表 幸せ経済社会研究所所長)、逢見直人(日本労働組合総連合会副事務局長、大島堅一(立命館大学国際関係学部教授、柏木孝夫(東京工業大学大学院教授、金本良嗣(政策研究大学院大学教授・学長特別補佐)、北岡伸一(東京大学大学院法学政治学研究科教授)、橘川武郎(一橋大学大学院商学研究科教授、河野龍太郎(BNPパリバ証券経済調査本部長・チーフエコノミスト)、榊原定征(東レ(株)代表取締役会長、崎田裕子(ジャーナリスト・環境カウンセラー NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長)、高橋洋(富士通総研主任研究員、辰巳菊子(公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事)、田中知(東京大学大学院工学系研究科教授、寺島実郎(財)日本総合研究所理事長、豊田正和(財)日本エネルギー経済研究所理事長、中上英俊(株)住環境計画研究所代表取締役所長、東京工業大学統合研究院特任教授、八田達夫(大阪大学招聘教授、伴英幸(認定NPO法人原子力資料情報室共同代表)、松村敏弘(東京大学社会科学研究所教授、三村明夫(新日本製鐵(株)代表取締役会長)、山地憲治(財)地球環境産業技術研究機構理事、研究所長)。

おわりに——「文明論」としての政治理論へ

以上、「3・11」とその後の経験をふまえ、〈核〉問題を政治理論として包括的に捉える場合のアジェンダとその含意をごく大まかに論じてきたが、もちろん争点はこれにとどまらない。最後に、いわば究極のテクノロジーであ

る〈核〉技術が政治社会にもたらすさらに根源的な問題領域について言及しておきたい。前述したように、原子力発電（「平和利用」）は何よりもまず、国家エネルギー政策の問題であり、他方で、設備の安全や電力の安定供給といった電力事業者にとっての経済的・技術的問題でもある。しかし、原子力発電は、その成立過程からも一国のエネルギー政策を超えた、すぐれて国際的な政治プロセスの産物であるだけでなく、広くそれを受け入れた自治体や地域にとっては、自治やデモクラシーをめぐる問題でもあった。そしてまた、「豊かさ」や科学技術による発展、効率や経済成長を志向する「開発」の思想、大量消費社会を是とするライフスタイルにとっても、ごく親和的なエネルギー・システムとして喧伝され、社会的に受け入れられてきた。

したがって、安全保障からエネルギー政策、経済社会システムやライフスタイル、あるいは、知や文化システムまでを貫くひとつのトータルな「文明」のあり方の問題として、〈核〉の社会的利用の問題を捉え返す視点も不可欠となる。⁽³⁵⁾ 福島第一原子力発電所の事故後の経験は、暴走する核燃料の冷却問題、緊急時の情報公開の不備をめぐる問題、錯綜する避難区域設置の問題、低線量被ばくへの対応問題、住民補償の範囲や認定をめぐる問題、原発の管理監督を担当する行政の構造的な問題、がれき受け入れ問題、原発再稼働問題、放射性廃棄物の処理問題、下請け労働者の被ばく問題など、次々と連鎖しつつ個別の争点として噴出したが、特に節電意識（消費者意識）の高まりやエネルギー政策への関心の高まりなどから、これら問題相互の連関性が人々の目にも徐々に明確に映し出されるようになった。エネルギーをどのように生産し、消費するかという、いわゆるエネルギー政策をめぐる問題は、より広くその社会のトータルなあり方そのものに関わる問題であること、そしてそれゆえに、社会全体のある方と国民や住民ひとりひとりの生活のあり方が深く関連していることが、次第に再認識されるようになった。⁽³⁶⁾

このようなラジカルな共通認識は、さらに一歩進んで、トータルな社会システムそのものの原理的な変革を目指す、さまざまなタイプの「緑の政治（green politics）」が現れる背景ともなった。中でも「緑の党」が、単に「脱原

発」というひとつの争点で個々の既存政策を批判し、その変更を迫るだけでなく、既存の政策原理や社会原理そのものを問い直し、包括的な新しい政治社会のあり方を模索していることは、注目に値する⁽³⁷⁾。現在の「緑の政治」の特徴はいくつか挙げられるが、「脱原発」政策が典型的であるように、特にその政策や社会ビジョンが政治的にきわめて長期にわたる時間軸を前提としている点は重要である⁽³⁸⁾。ジェンダー、中央集権的社会システムなどの近代的な「文明」原理を根底から再検討し、包括的、かつ長期的な社会の原理的変革を目指す、このような新しい政治的可能性について、政治理論はそれをどう評価し、またそれにどのように応えるべきだろうか。

本拙論は、昨年の東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所の事故という未曾有の人類の〈経験〉に対するささやかな(しかも拙速の) 応答であるが、〈核〉というテクノロジーに今後政治社会がどのように対応してゆべきなのか、という古くて新しい問題を考えることが、まさに総体的な「文明」のあり方そのものを考えることに他ならないということ、そして「3・11」後の政治理論にはこのようなきわめて包括的な挑戦が再び突きつけられているという事実を確認することをもって、とりあえずの結論としたい。

(35) カール・ポランニー (Karl Polanyi) の思想に立ち返り、エネルギーの包括的な利用体系(「エネルギーロジー」)の視点から日本の来るべき文明原理を概観したエッセイとして、中沢新一、前掲書を参照。

(36) ここでは、一定の政治的な危機が、その結果として指導者への責任追及や政策の微調整にとどまらず、政策の抜本的な改革や政治原理のパラダイム転換にまで至る可能性を想定する必要がある。また同時に、こういった危機を利用して既存の権力を強化するような「政治」の出現も想定できる。危機の大きさや深さとその後の政治変動との関係というこの問題は、政治理論にとってきわめて興味深いテーマであるが、そのための考察には別稿が必要である。この問題に関する理論的枠組みについては、*「さしあたり」 Arjen Boin, Allan McConnell and Paul Hart eds., Governing after Crisis: The Politics of Investigation, Accountability and Learning. Cambridge University Press, 2008.* が参考になる。

(37) 一般市民や約七〇人の地方議員でつくる「みよりの未来」を母体に、二〇一二年七月二十八日、「緑の党」が結成された(『東京新聞』二〇一

二年七月二八日朝刊。「緑の党」は単に「脱原発」を目指す単一争点政党ではなく、参加民主主義や平和主義などの包括的なビジョンを関連付け、政策策定プロセスそのものを民主的に運営することを目指す新しい政治スタイルを追求している。

(38) エネルギー政策、とくに原子力政策の立案や実施には通常きわめて長期の期間を前提とした戦略や構想が必要となるが、その結果に責任を持つはずの〈政治〉は、ますます短期的にししか問題に应答できなくなっている。政治的責任におけるこのような時間のギャップをめぐる問題を考える上で、政治理論には未だ十分な蓄積が見られない。ちなみに、社会理論における長期も含めた時間や「文脈」の重要性を指摘し、これを精緻に議論したものとしては、Paul Pierson, *Politics in Time: History, Institutions, and Social Analysis*, Princeton University Press, 2004. (粕谷祐子訳『ポリテイクス・イン・タイム——歴史・制度・社会分析』勁草書房、二〇一〇年)が挙げられる。